

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第987号)

平成23年12月2日

横情審答申第987号

平成23年12月2日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき
ご質問について（答申）

平成23年2月15日都筑地振第1107号による次の質問について、別紙のとおり答申します。

「平成17年度収支計算書（中川西・仲町台・北山田地区センター）」外10件の別表1に示す行政文書に係る開示決定及び「北山田・中川西・仲町台の各地区センターの駐車場料金違法収集について、22年3月1日から、この収集をやめたが、今迄違法収集した金額のすべてがわかる文書のすべて」外4件の別表2に示す非開示決定に対する異議申立てについての質問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成17年度収支計算書（中川西・仲町台・北山田地区センター）」外10件の別表1に示す行政文書を特定し、開示とした決定及び「北山田・中川西・仲町台の各地区センターの駐車場料金違法収集について、22年3月1日から、この収集をやめたが、今迄違法収集した金額のすべてがわかる文書のすべて」外4件の別表2に示す文書を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「北山田・中川西・仲町台の各地区センターの駐車場料金違法収集について、22年3月1日から、この収集をやめたが、今迄違法収集した金額のすべてがわかる文書のすべて」、「3月1日違法収集をやめた事情のわかる文書・資料のすべて」、「違法収集した金の所在、返金した金の額など処理した状況がわかる文書、資料のすべて」、「都筑区が処理した決裁文書、起案文書と資料のすべて」、「会計、経理処理上の帳簿及びかんさに関する文書のすべて」、「の地区センターから都筑区、横浜市に提出された文書」及び「3月1日にやめるに至った都筑区と各地区センターとの協議文書、資料、会議録のすべて」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成22年3月23日付で行った「平成17年度収支計算書（中川西・仲町台・北山田地区センター）」外10件の別表1に示す行政文書（以下「文書1」という。）を特定し、開示とした決定及び「北山田・中川西・仲町台の各地区センターの駐車場料金違法収集について、22年3月1日から、この収集をやめたが、今迄違法収集した金額のすべてがわかる文書のすべて」外4件の別表2に示す文書（以下「文書2」という。文書1と文書2を総称して以下「本件申立文書」という。）を非開示とした決定（文書1の開示決定と文書2の非開示決定を総称して、以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が、本件請求に対し、文書1を特定した理由及び文書2を横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示とした理由は、次のように要約される。

(1) 文書1について、平成17年度から一部の地区センターで指定管理者による施設管理を導入していたことから、平成17年度から本件請求を受けた21年度までの間に横浜市に提出された収支計算書であると判断した。そのため、収支計算書による年間事業報告を受けていなかった平成21年度を除く平成18年度から20年度までの収支計算書を特定した。平成17年度については、業務受託者（指定管理者と業務受託者を総称して、以下「施設管理者」という。）から提出された収支計算書を特定した。また、開示請求書の記載から、地区センターの駐車場における運営協力費廃止の事情がわかる文書として、平成21年度に施設管理者に説明するために作成し、保有していた「地区センターの駐車場料金について」と題する文書（以下「協議文書」という。）についても特定した。

地区センターの駐車場における運営協力費と称する費用（以下「運営協力費」という。）とは、平成21年度の施設管理者に対するヒアリングによると、地区センターまつり等の周年事業、地区センター利用者用の備品購入等に充当するため、施設管理者が地区センターの駐車場利用に付随して駐車場利用者の任意に基づき収集していた寄付金的な位置付けの金銭である。運営協力費については、横浜市地区センター条例（昭和48年6月横浜市条例第46号。以下「地区センター条例」という。）第8条第1項に定める別表3及び横浜市と施設管理者との間で締結している協定書（以下「協定書」という。）には規定していないことから、実施機関は、平成22年2月までにその収集を廃止させた。

(2) 文書2について、施設管理者が運営協力費の収支の把握及び集計などの管理を行っていたため、実施機関では報告を受けておらず、把握していなかった。施設管理者に対するヒアリング内容を踏まえて、地区センターとの間で協議の機会を設けて運営協力費を廃止させたものの、会議録をはじめとした文書については、作成し、又は取得しておらず、保有していないため非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、開示請求書記載のとおり文書を開示せよ。
- (2) 利用料金の収集は違法である。開示請求書記載の文書は、指定管理者から報告を受けているはずであり、所持すべき文書であるから取り寄せているはずである。
- (3) 必要な意見を後に述べる。

5 審査会の判断

(1) 地区センターの管理業務について

ア 地区センター条例第5条では、地区センターの管理に関する業務（以下「管理業務」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第3項の規定により指定管理者制度を実施することを定めており、平成17年度以前は一部の地区センター、平成18年度以降は全地区センターで指定管理者制度を導入した。指定管理者制度導入以前の管理業務は、横浜市が委託した施設管理者が行っていた。

イ 協定書第33条では、施設管理者が事業報告書等を実施機関に提出することを規定しており、実施機関が定めた指定管理者に対する業務点検の実施マニュアル（平成18年度市地施第84号。以下「マニュアル」という。）において、報告様式を定めている。実施機関は、各年度経過後、収支計算書による収支の報告を受けている。指定管理者制度導入以前については、横浜市と施設管理者との間で締結した委託契約書第12条において、施設管理者が作成した委託精算書その他必要な書類による年度報告の提出を規定しており、実施機関は、各年度経過後、収支計算書による収支の報告を受けていた。

ウ マニュアルによれば、実施機関は、施設管理者から書面による報告のほか、必要に応じてヒアリングによる報告を受けることとしている。また、協定書第34条において、自治法第244条の2第10項の規定に基づき、施設管理者に対する管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うこと、及び報告又は調査によって実施機関が施設管理者に対して提示した要件等を満たしていないと認められる場合、業務の改善を指示することを規定している。

(2) 本件申立文書について

ア 文書1は、地区センターの施設管理者から実施機関に提出された平成17年度から20年度までの収支計算書及び実施機関が平成21年度に作成した協議文書である。

イ 文書2は、開示請求書及び異議申立書の記載から、地区センターの管理業務に係る収支報告のうち駐車場の利用に付随する運営協力費について、収集金額、廃止した経緯、会計処理内容、監査結果及び実施機関と施設管理者との間の協議に関する記載がある文書（起案文書を含む。これらを総称して、以下「金銭処理等に関する文書」という。）であると解される。実施機関は、文書1以外の本件申

立文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないと説明している。

これに対し申立人は、指定管理者から報告を受けているはずであり、所持すべき文書等であるから取り寄せてあるはずであると主張して、本件処分を取り消し、改めて特定して開示するよう求めていることから、以下検討する。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関は、文書 1 以外の本件申立文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないと主張しているため、当審査会で、平成23年 8 月 5 日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 平成21年11月に市民から地区センターの駐車場料金の徴収についての指摘があり、同年12月に地区センターの施設管理者に対してヒアリングを行った。その結果、地区センターまつり等の周年事業、地区センター利用者用の備品購入等に充当するため、運営協力費と称する寄付金的な位置付けの金銭を地区センターの駐車場利用者から任意に収集している事実を把握した。

地区センターへの指定管理者制度導入時に地区センター条例に規定する利用料金徴収が開始されたため、従前収集していた地区センターの会議室等の利用に係る運営協力費を廃止していたものの、駐車場利用に関しては存置されていた。

(イ) 施設管理者から管理業務に係る報告を受けているが、運営協力費についての報告を受けておらず、市民からの指摘があるまでは、事実を把握していなかった。実施機関では、地区センターの駐車場利用料金の徴収であるとの誤解を受けおそれがあると判断し、協議文書を作成し、施設管理者に対して提示、説明のうえ平成22年 2 月までに運営協力費を廃止させた。特定した文書 1 は、これらの経緯を踏まえて本件請求時点で作成し、又は取得し、保有していたものである。文書 1 以外の本件申立文書については、協定書に定めがないため報告を受けておらず、監査に係る規定もないため、作成し、又は取得しておらず、保有していない。申立人は、地区センターの施設管理者による駐車場に係る運営協力費収集について、駐車場料金の徴収と解し、本件請求を行ったものと考ええる。

(ウ) 本件異議申立てを受けて、平成22年度に改めて運営協力費に係る文書を探索した。しかし、運営協力費に係る金銭は利用者に対して還元済みであり、運営協力費の存在について把握したとしても、協定書に基づく施設管理者に対して

の監査規定がないことから、文書2を作成し、又は取得していなかった。本来であれば、ヒアリングの結果、運営協力費を廃止させたときに金銭処理等に関する文書を作成し、又は取得すべきであったとも考えるが、施設管理者からは運営協力費に係る報告は受けておらず、文書2については不存在であるとせざるを得なかった。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 文書1は、実施機関が施設管理者から報告を受けた平成17年度から20年度までの収支計算書及び実施機関が平成21年度に作成した協議文書である。

収支計算書に記載されている収入の細目は、一貫して指定管理料又は委託料の欄、利用料金収入の欄、事業収入又は自主事業収入の欄及び雑収入又はその他収入の欄で構成され、地区センター単位に各年度の金額が記載されている。実施機関が主張するとおり、これらの金額の内訳には運営協力費についての項目はなく、協定書又はマニュアルには運営協力費に関することを規定していないため、収支計算書には報告項目として運営協力費を記載することを予定していないことが認められる。

協議文書には、地区センター条例に駐車場料金の規定はなく、施設管理者が運営協力費を収集し、別会計で処理している点を挙げ、平成22年2月までには廃止するよう指導し、年度末までには別会計の残金を清算することを示唆する記載がある。これらの記載は、実施機関が市民からの指摘後、直ちに施設管理者に対する是正指導を行ったことを裏付けるものであり、実施機関の説明に矛盾するところはない。

これらを考え合わせると、実施機関が施設管理者から提出された文書として収支計算書を特定し、運営協力費の収集を廃止させた事情がわかる文書として施設管理者との協議に用いた協議文書を特定したことは妥当である。

(イ) 文書2について、運営協力費の存在について把握したとしても協定書に基づく施設管理者に対しての監査規定がないことから、施設管理者から詳細にわたる文書を取得しておらず、保有していないとする実施機関の説明は、理解できないものではない。一方で、本来であれば、監査という具体的な名称を掲げた規定がなくとも、ヒアリングの結果、運営協力費の金銭処理等に関する文書を作成し、又は取得することが望ましかったことについては、事情聴取において実施機関が説明したとおりである。

しかしながら、文書 2 については、作成し、又は取得しておらず、保有していないとする実施機関の説明に不自然な点はなく、不存在であることを疑わせる事情は認められなかった。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し、文書 1 を特定し、開示とした決定及び文書 2 が存在しないため非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

別表1 平成22年3月23日付都筑地振第1570号による開示決定

開示請求に係る行政文書の名称又は内容	
1	平成17年度収支計算書（中川西・仲町台・北山田地区センター）
2	横浜市中川西地区センターの管理に関する業務の収支計算書（平成18年度）
3	横浜市中川西地区センター収支計算書（平成19年度）
4	横浜市中川西地区センター収支計算書（平成20年度）
5	横浜市北山田地区センター収支計算書（平成18年度）
6	横浜市北山田地区センター収支計算書（平成19年度）
7	横浜市北山田地区センター収支計算書（平成20年度）
8	横浜市仲町台地区センターの管理に関する業務の収支計算書（平成18年度）
9	横浜市仲町台地区センターの管理に関する業務の収支計算書（平成19年度）
10	横浜市仲町台地区センターの管理に関する業務の収支計算書（平成20年度）
11	地区センターの駐車場料金について

別表2 平成22年3月23日付都筑地振第1570号による非開示決定

開示請求に係る行政文書の名称又は内容	
1	北山田・中川西・仲町台の各地区センターの駐車場料金違法収集について、22年3月1日から、この収集をやめたが、今迄違法収集した金額のすべてがわかる文書のすべて
2	違法収集した金の所在、返金した金の額など処理した状況がわかる文書、資料のすべて
3	都筑区が処理した決裁文書、起案文書と資料のすべて
4	会計、経理処理上の帳簿及びかんさに関する文書のすべて
5	3月1日にやめるに至った都筑区と各地区センターとの協議文書、資料、会議録のすべて

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年2月15日	・実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成23年2月24日 (第179回第一部会) 平成23年2月25日 (第186回第二部会) 平成23年3月4日 (第115回第三部会)	・諮問の報告
平成23年6月17日 (第120回第三部会)	・審議
平成23年7月1日 (第121回第三部会)	・審議
平成23年8月5日 (第123回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成23年10月21日 (第127回第三部会)	・審議
平成23年11月4日 (第128回第三部会)	・審議